

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 岐阜後見センター

②評価調査者研修修了番号

SK18205 第 2006-05 号 第 2016-03 号 第 2017-03 号

③施設の情報

名称：児童養護施設 日本児童育成園		種別：児童養護施設	
代表者氏名：長 縄 良 樹		定員（利用人数）： 66 名	
所在地：岐阜市長良森町1丁目11番地			
TEL：058-231-1387		ホームページ： http://ikuseien.or.jp/	
【施設の概要】			
開設年月日 明治28年5月20日			
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 日本児童育成園			
職員数	常勤職員： 47 名	非常勤職員	2 名
有資格 職員数	（資格の名称） 名		
	主任指導員(個別対応)	1 名	心理士 1 名
	家庭支援専門相談員	1 名	栄養士 1 名
	自立支援専門相談員	1 名	調理員 1 名
	里親支援専門相談員	1 名	事務員 1 名
	児童指導員	6 名	
	保育士	31 名	
施設・設備 の概要	（居室数）		（設備等）
	居室 63室 保母室 9室		食堂 9室 浴室 9室 トイレ 26

④理念・基本方針

<p>< 5つの理念 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・キリスト教精神に基づく養護 ・地域に根差した施設養護 ・愛の交流が子どもを育てる ・職員の専門性の追求 ・積極的養護の展開 	<p>< 5つの養護・援助方針 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・心安らぐホーム集団・環境づくり ・社会性を養う ・基礎学力を育てる ・保護者を巻き込む養護実践 ・記録を充実し、活用する
---	---

⑤施設の特徴的な取組

- ・完全調理
ホーム毎に、手作りで調理しており、調理の風景や雰囲気などを感じ取っている。
- ・男女共住(縦割り)
ホーム毎に男女が共同して生活し、異年齢の構成にし、思いやりや責任感や社会性を身につける。また、兄弟姉妹が一緒の家で生活できる。
- ・小口現金方式
定額小口現金前渡し制を採用し、金銭管理能力を身につけることができる。
- ・継続養護
養育・支援の連続性を担保し、実家のように、卒園後、退所後にいつでも相談できる。
- ・ホーム制「家庭的養護」
家庭のように一軒家でのホーム自治が守られている。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和2年7月1日(契約日) ~ 令和3年1月22日(評価結果確定日)
前回の受審時期(評価結果確定年度)	平成 29 年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

創設125周年を迎えた歴史ある施設であり、伊藤博文公に日本育児院と命名され、この長良の地に拡張移転した際に、日本児童育成園と改称されている。その間、各地に分院を設立し、キリスト教精神「隣人愛」に基づいた養護を実践し、事業を展開してきている。120周年記念事業として、小舎制へ移行し、新しい子どもたちの家々を新築した。「めぐみ」「まこと」「ひかり」「みのり」「マナ」「ノエル」等、それぞれに個性ある家の名である。子どもたちと職員で話し合い、建築に想いを詰め込んだ家であり、名前も子どもたちの意見が反映されている。分園化により、個室が確保され、子どもたちのプライバシーが守られた環境ができている。園では家庭的養護を旨とし、各ホームの自治を確立し、子どもたちが主体的に生活できるよう、養育・支援に取り組んでいる。巣立ってもいつでも帰ってこられる実家のような場所としてホーム毎にそれぞれ個性が活かされた運営が行われている。また、今年度は、コロナ禍の状況でかなわなかったが、例年、「感謝会」をはじめとして各種の行事を開催し、地域住民、ボランティア、関係施設等との交流を積極的に行っている。まさしく地域に開かれた施設、地域の児童福祉の拠点施設として、地元のニーズに応えている。ヒアリングを通して、園長を始め、職員の方々の社会的養護に対する熱い思いが感じ取れた。

◇改善を求められる点

措置施設に経営の概念はなじみにくいが、経営計画の策定は重要と考えるものである。園では、社会的養護関係施設をめぐる制度変動に伴う経営課題を踏まえた中・長期的ビジョンに基づき、園の運営や施設整備に関する中・長期計画を策定しているが、経営全般に渡る具体的な計画としての明確化に改善の余地がある。より総合的な観点(人事労務、教育研修、安定経営、地域との関係、コンプライアンス、権利擁護、危機管理等)から、予算に裏付けされた経営全般に渡る具体的な計画の策定に向けた取り組みに期待したい。また、今後、小規模分園化の方向性に合わせて、園運営についての各種マニュアルの系統的な整理が要請される。それにより各職員の業務の標準化が図られ、業務の透明化に資することになり、ひいてはガバナンスの強化に繋がると考える。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回の社会的養護関係施設第三者評価の受審を通じて、養育・支援の在り方や施設経営について考えさせられるよい機会となりました。評価では国の政策に基づく施設の小規模化と地域分散への取り組みを評価していただき、家庭的養護における、子供たちがより主体的に生活できる環境整備について、さらに取り組みを進めていく所存です。改善点では園運営についての各種マニュアルの系統的に整備し、現場実践を含めた業務の標準化を図る等、小規模化に伴う様々な課題に対応できる体制を整えていきたいと考えております。

今後とも長良地域のみならず岐阜市の社会的養育拠点施設として、期待される施設を目指して取り組んでいきたいと考えています。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。